

第115期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

- ・ 事業報告
「会社の新株予約権等に関する事項」
「会社の体制及び方針」
- ・ 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」
- ・ 連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」

(2025年3月1日から2026年2月28日まで)

タキヒヨー株式会社

上記の事項につきましては、法令及び定款に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

| タキヒヨー株式会社2007年取締役新株予約権Bプラン（2007年6月22日発行） | |
|--|---|
| 新株予約権の数(個) | 8 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 1,600（注14） |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 2007年6月23日から2027年6月22日まで (注1,2) |
| 取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)の保有状況 | 保有者数 2名 保有数 8個 目的である株式の数 1,600株 (注14) |

| タキヒヨー株式会社2008年取締役新株予約権Bプラン（2008年6月20日発行） | |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 20 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 4,000（注14） |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 2008年6月21日から2028年6月20日まで (注1,3) |
| 取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)の保有状況 | 保有者数 2名 保有数 20個 目的である株式の数 4,000株 (注14) |

| タキヒヨー株式会社2009年取締役新株予約権Bプラン（2009年6月19日発行） | |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 18 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 3,600（注14） |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 2009年6月20日から2029年6月19日まで (注1,4) |
| 取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)の保有状況 | 保有者数 2名 保有数 18個 目的である株式の数 3,600株 (注14) |

| タキヒヨー株式会社2010年取締役新株予約権Bプラン（2010年6月18日発行） | |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 16 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 3,200（注14） |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 2010年6月19日から2030年6月18日まで (注1,5) |
| 取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)の保有状況 | 保有者数 2名 保有数 16個 目的である株式の数 3,200株 (注14) |

| タキヒヨー株式会社2011年取締役新株予約権Bプラン（2011年6月17日発行） | |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 32 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 6,400（注14） |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 2011年6月18日から2031年6月17日まで (注1,6) |
| 取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)の保有状況 | 保有者数 2名 保有数 32個 目的である株式の数 6,400株 (注14) |

| タキヒヨー株式会社2012年取締役新株予約権Bプラン（2012年6月22日発行） | |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 27 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 5,400（注14） |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 2012年6月23日から2032年6月22日まで (注1,7) |
| 取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)の保有状況 | 保有者数 2名 保有数 27個 目的である株式の数 5,400株 (注14) |

| タキヒヨー株式会社2013年取締役新株予約権Bプラン（2013年6月21日発行） | |
|--|---|
| 新株予約権の数(個) | 27 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 5,400（注14） |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 2013年6月22日から2033年6月21日まで （注1,8） |
| 取締役（監査等委員及び 社外取締役を除く）の保有状況 | 保有者数 2名 保有数 27個 目的である株式の数 5,400株（注14） |

| タキヒヨー株式会社2014年取締役新株予約権Bプラン（2014年6月20日発行） | |
|--|---|
| 新株予約権の数(個) | 29 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 5,800（注14） |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 2014年6月21日から2034年6月20日まで （注1,9） |
| 取締役（監査等委員及び 社外取締役を除く）の保有状況 | 保有者数 2名 保有数 29個 目的である株式の数 5,800株（注14） |

| タキヒヨー株式会社2015年取締役新株予約権Bプラン（2015年6月19日発行） | |
|--|---|
| 新株予約権の数(個) | 27 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 5,400（注14） |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 2015年6月20日から2035年6月19日まで （注1,10） |
| 取締役（監査等委員及び 社外取締役を除く）の保有状況 | 保有者数 2名 保有数 27個 目的である株式の数 5,400株（注14） |

| タキヒヨー株式会社2016年取締役新株予約権Bプラン（2016年6月17日発行） | |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 30 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 6,000（注14） |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 2016年6月18日から2036年6月17日まで (注1, 11) |
| 取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)の保有状況 | 保有者数 2名 保有数 30個 目的である株式の数 6,000株 (注14) |

| タキヒヨー株式会社2017年取締役新株予約権Bプラン（2017年6月16日発行） | |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 29 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 5,800（注14） |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 2017年6月17日から2037年6月16日まで (注1, 12) |
| 取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)の保有状況 | 保有者数 2名 保有数 29個 目的である株式の数 5,800株 (注14) |

| タキヒヨー株式会社2018年取締役新株予約権Bプラン（2018年6月15日発行） | |
|--|--------------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 400 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 2018年6月16日から2038年6月15日まで (注1, 13) |
| 取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)の保有状況 | 保有者数 1名 保有数 2個 目的である株式の数 400株 |

- (注) 1. 権利行使期間において、当社取締役を退任した日の翌日から10日間に限り行使することができるものとします。
2. 2007年新株予約権のうち2026年6月22日までに権利行使日を迎えなかった場合、2026年6月23日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
 3. 2008年新株予約権のうち2027年6月20日までに権利行使日を迎えなかった場合、2027年6月21日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
 4. 2009年新株予約権のうち2028年6月19日までに権利行使日を迎えなかった場合、2028年6月20日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
 5. 2010年新株予約権のうち2029年6月18日までに権利行使日を迎えなかった場合、2029年6月19日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
 6. 2011年新株予約権のうち2030年6月17日までに権利行使日を迎えなかった場合、2030年6月18日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
 7. 2012年新株予約権のうち2031年6月22日までに権利行使日を迎えなかった場合、2031年6月23日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
 8. 2013年新株予約権のうち2032年6月21日までに権利行使日を迎えなかった場合、2032年6月22日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
 9. 2014年新株予約権のうち2033年6月20日までに権利行使日を迎えなかった場合、2033年6月21日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
 10. 2015年新株予約権のうち2034年6月19日までに権利行使日を迎えなかった場合、2034年6月20日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
 11. 2016年新株予約権のうち2035年6月17日までに権利行使日を迎えなかった場合、2035年6月18日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
 12. 2017年新株予約権のうち2036年6月16日までに権利行使日を迎えなかった場合、2036年6月17日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
 13. 2018年新株予約権のうち2037年6月15日までに権利行使日を迎えなかった場合、2037年6月16日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
 14. 2017年9月1日付で実施した普通株式5株を1株とする株式併合により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「取締役の保有状況」における「目的である株式の数」について所要の調整をしております。
- (2) 当事業年度中に当社使用人並びに子会社の役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は第109期から監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監督機能の強化によるガバナンス体制の一層の充実を図っている。
監査等委員会は常勤の監査等委員である取締役1名と、監査等委員である社外取締役2名で構成し、取締役の職務の執行を監査することとする。
当社は、「信用第一」、「謙虚利中」、「客六自四」の経営哲学に基づき、業務の適正を図ってきたことに鑑み、取締役会と監査等委員会がこれらの哲学と情報を共有し、連携を図り、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監視することにより、その適正を一層図っている。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い適切に保存及び管理を行うこととする。
 - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規程」に基づき「統合リスク管理委員会」を設置し、その下に「統合リスク管理部会」と「内部統制整備部会」を置くこととする。
「統合リスク管理委員会」は、網羅的なリスクの洗い出し及びリスクカテゴリごととの定量的・定性的な評価を行った結果を踏まえ、「統合リスク管理シート」を作成し、定期的に取り締り会へ報告を行うこととする。
また、法務・コンプライアンスセクションを設け、法的リスクの管理を強化することとする。
 - ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
業務執行の効率性の確保は、「組織規程」、「決裁権限規程」等の業務管理諸規程に従い行うこととし、併せて、「経営会議規程」に基づき経営会議を定期的開催し、会社の経営戦略の見直しを図ることとする。
 - ⑤ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「コンプライアンス規程」に基づき「コンプライアンス委員会」を設置し、従業員の事業活動に関わるコンプライアンス体制の構築、整備を推進することとする。
業務監査セクションは、「内部監査規程」に基づきコンプライアンス体制の妥当性を監査し、従業員の事業活動の健全性を確保することとする。
また、法令・諸規程に反する行為を早期に発見し是正することを目的として、匿名性・利便性を確保した社外相談窓口（タキヒヨーホットライン）の内部通報制度を設置することとする。
 - ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法に則った当社グループの財務報告に関する内部統制システムとしては、年度の「基本計画書」、「内部統制評価規程」及び「内部統

制評価マニュアル」に基づき財務報告の信頼性に影響を与える事象を抽出・評価、不備があると判断される場合には業務プロセスの見直しを図るなどして、適正な報告を実施することとする。

⑦ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i) 子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」は、子会社の取締役の職務執行に係る事項のうち、当社の取締役会の承認が必要な事項及び当社の取締役会への報告が必要な事項を定め、企業集団の総合的なリスク管理及び内部統制の強化を図ることとする。

(ii) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ全体の一元的なリスク管理を実施するための「リスク管理規程」に基づき、当社の「統合リスク管理委員会」が上記(i)の報告及び業務監査セクションの内部監査により集められた子会社のリスク情報をまとめ、必要に応じて当社の取締役会に報告することとする。

(iii) 子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営の自主性及び独立性を尊重するとともに、当社と子会社が相互に密接な連携のもと経営を円滑に遂行し、総合的な事業の発展と相乗効果を図ることとする。

(iv) 子会社の取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務監査セクションは「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき子会社の内部監査を行い、子会社のコンプライアンス体制の妥当性を監査することとする。

⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

「監査等委員会室」を設置し、監査等委員会を補助すべき従業員を配置する。また、監査等委員会は、職務の執行に必要な場合は、業務監査セクションの所属員に職務の遂行の補助を委嘱できるものとする。「監査等委員会室」の所属員及び委嘱された業務監査セクションの所属員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立して、監査等委員会の指示に従うとともに、監査等委員会から指示を受けた職務を遂行する上で必要な情報の収集権限を有するものとする。また、当該所属員の人事異動及び人事考課については、監査等委員会の事前同意を得るものとする。

⑨ 監査等委員会への報告に関する体制

(i) 当社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等について取締役は監査等委員会に報告し、従業員は、直属上長及び業務監査セクションに報告する。また、監査等委員会が必要と認めた場合、取締役及び業務監査セクションは業務内容等について監査等委員会に報告する。

(ii) 子会社の取締役・監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

子会社の監査役は当社の監査等委員が兼務し、子会社の取締役会に出席する。また業務監査セクションは定期的に子会社の業務監査及び内部統制監査を実施し、当社の監査等委員会に監査結果を報告する。

(iii) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

業務監査セクションは、監査等委員会と連携して、監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けていないかを監視することとする。

⑩ 監査等委員会の職務の執行について生じる費用に関する事項

監査等委員会の職務の執行について生じる費用等については、監査等委員会の請求に応じすみやかに支払う体制とする。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の円滑な情報収集のため、当社及び子会社の重要情報の報告体制の整備を行うこととする。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たないこととする。

実際の対応に当たっては、総務セクションを統括部署とし、警察、企業防衛対策協議会など外部専門機関との連携を密にして反社会的勢力に関する情報の収集、管理、周知を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

統合リスク管理委員会は、会社法に係る内部統制及び金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価と確認を行っている。

定期的開催される内部統制整備部会では、当社及び当社グループの内部統制に関わる課題を検討し、業務改善を行っている。

② コンプライアンス

コンプライアンス委員会では、当社及び当社グループのコンプライアンスの実態を定期的に把握し、対策を講じている。

業務監査セクション及び法務・コンプライアンスセクションは、定期的に社内研修を実施し、社員のコンプライアンス意識の向上に努めている。

③ 統合リスク管理

統合リスク管理委員会は、四半期にリスクカテゴリーごとのリスク評価を実施し、統合リスク管理シートを作成して取締役会に報告を行っている。

る。

定期的に開催される統合リスク管理部会では、当社及び当社グループのリスクを洗い出し、必要に応じて対策を講じている。

④ 子会社管理

取締役会は、関係会社管理規程に基づき、子会社の一定事項について承認を行い、必要に応じて報告を受けている。

常勤監査等委員及び業務監査セクションは、子会社を定期的に往査し、相互に情報共有を行っている。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針の概要

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、株主の皆さまをはじめ当社の従業員、取引先などとの信頼関係を十分に理解し、中長期的な視野のもと当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させる者でなければならないと考えます。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させるためには、具体的な施策として、後記②に記載の施策を多面的かつ継続的に実施することが必要となりますが、これらの施策を実施するうえで、当社が有する経営ノウハウ及び人材が重要な経営資源として位置付けられることは勿論のこと、取引先などとの長期にわたる信頼関係が重要な基盤となります。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を目指す当社の経営に当たっては、専門性の高い業務知識や経営ノウハウを備えた者が取締役就任して、中長期的な視野のもと財務及び事業の方針の決定につき重要な職務を担当するとともに、株主の皆さまをはじめ、当社の従業員、取引先などとの間に築かれた信頼関係を十分理解したうえで、具体的な施策を継続的に実行することなくしては、将来にわたって当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を図ることはできないものと考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

(i) 当社の企業理念及び企業価値向上に向けた取組み

当社は、「信用第一」、「謙虚利中」、「客六自四」を経営哲学とし、「夢のあるおもしろい企業を創り、心の豊かな社会を目指す」を経営理念に掲げ、付加価値の高い商品の企画提案力の強化、多品種小ロット・短納期化ニーズへの対応、経営体制の効率化、物流拠点の集約等により、企業価値向上に向けた継続的な取り組みを強化・推進してまいりました。

さらに、「グローバルチャレンジ/変革と前進」をキーワードに、中長期的な視点から海外市場をはじめとした新しいマーケットの開拓を目指しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスの取組み

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行を監督しております。また、当社は、独立役員である社外取締役を4名（そのうち2名は監査等委員である社外取締役）とし、取締役会の監督機能の強化を図っております。

監査等委員会（上記のとおり独立役員である社外取締役2名が監査等委員に含まれます。）は、監査方針及び監査計画に基づいて、取締役の職務執行の監査を行うほか、会計監査人や内部監査部門とも連携して、意見・情報交換を行っております。

社内管理体制においても、統合リスク管理委員会とコンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会を設置し、統合リスク管理委員会の下に統合リスク管理部会と内部統制整備部会を置くなど、内部統制機能及び監査機能の強化を図っております。

これらのコーポレート・ガバナンス体制の品質向上を図ることにより、経営の透明性と健全性を継続的に高め、株主の皆さまや得意さまはもとより社会全体から高い信頼を得るように努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(i) 当社株式の大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の内容（概要は資料1のとおりです。）

A 本対応方針の目的

近時、事業を取り巻く環境はますます厳しくなっており、企業の事業戦略の一手段として他企業の買収が一般的に考慮される時代となりました。

当社取締役会は、当社の買収を企図した大規模買付行為であっても、それが会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められない限り、これを阻止しようとするものではありません。当社株券等の大規模買付行為を受入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、突如として大規模買付行為がなされた場合、株主の皆さまが大規模買付者の買付行為が妥当かどうかを判断いただくための十分な時間と情報が提供されず、結果として当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損される場合が生じる可能性も否定できません。

本対応方針は、当社の経営に影響力を持ちうる規模の当社株券等に対する買付等がなされる際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるという観点から、当該買付等に応ずるべきか否かを株主の皆さまに適切に判断していただくため、当該買付等についての情報の収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会を確保することを目的として大規模買付ルールを定め、併せて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要に応じて発動しうる大規模買付行為に対する相応の対抗措置を定めるものです。

B 対象となる大規模買付行為

本対応方針の対象となる大規模買付行為とは、①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。②において同じです。）、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為、または③上記①もしくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配する関係もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り、）（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）とします。

（注1）：特定株主グループとは、

- ア 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）
- イ 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）または、
- ウ 上記アまたはイの者の関係者（上記アもしくはイの者に助言を行う財務アドバイザー、弁護士もしくは会計士その他のアドバイザー、上記アもしくはイの者が実質的に支配する者または上記アもしくはイの者と共同ないし協調して行動する者をいいます（注4参照）。以下同じとします。）をいいます。

（注2）：議決権割合とは、

- ア 特定株主グループが（注1）のA記載の者である場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）または、
- イ 特定株主グループが（注1）のイ記載の者である場合は、当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

かかる株券等保有割合または株券等所有割合の計算上、（ア）当社のある株主の特別関係者または共同保有者、及び（イ）当該株主または（ア）記載の者の関係者は、本対応方針においては当該株主の共同保有者または特別関係者とみなします。各議決権割合の算出に当たっては、議決権の数（同法第27条の2第

8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3):株券等とは、

同法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

(注4):一方が他方を実質的に支配する関係またはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係が樹立されたか否かについては、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、それらの者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で判断するものとします。

(注5):上記③所定の行為がなされたか否かについては、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で判断するものとします。なお、当社取締役会は、上記③所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

C 大規模買付ルールの内容

当社は、大規模買付行為が以下に定める大規模買付ルールに従って行われることにより、当該大規模買付行為についての情報収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会が確保され、ひいては当社の企業価値と株主共同の利益につながることを重要であると考えます。この大規模買付ルールとは、

ア 大規模買付行為を行い、または行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)は、大規模買付行為に先立ち当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならず、

イ 当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後(株主意思確認のための株主総会が招集される場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が承認されなかった場合)にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというものです。

なお、当社は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動に関する判断その他本対応方針に関して当社取締役会が行う判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会の諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会委員の人数は3名以上とし、独立委員会委員は、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の独立役員である社外取締役から選任します。独立委員会の概要は、資料2に記載のとおりです。かかる方針に基づき、2024年5月29日に開催された当社取締役会において、当社の独立役員である社外取締役4名が独立委員会委員に選任されております。詳細につきましては、当社ウェブサイト上に同日付で掲載しております「「当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収への対応方針)」の一部変更及び継続の承認並びに独立委員会委員の選任に関するお知らせ」

(<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS03881/2770fe0f/8be9/46fa/9a99/725c45509182/140120240528510991.pdf>)をご覧ください。

大規模買付ルールの具体的な内容は、以下のとおりです。

(A) 意向表明書の提出の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、「意向表明書」をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要等及び大規模買付ルールを遵守する旨を示していただきます。

(B) 情報提供の要求

次に、当社株主の皆さまの判断及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を大規模買付者に提供していただくために、当社取締役会は、大規模買付者に対し、(A)の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付情報の項目を記載した書面を交付します。

大規模買付情報の主要な項目は以下のとおりです。

- a 大規模買付者及びグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の概要（氏名または名称及び住所または所在地、代表者の役職及び氏名、会社等の目的及び事業の内容、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験、国内連絡先、設立準拠法、過去の法令違反等の有無及び内容を含みます。）
 - b 大規模買付行為の目的、方法及び内容（関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性、買付等の対価の種類・価格、買付等の時期等を含みます。）
 - c 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びその根拠を含みます。）及び買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
 - d 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
 - e 大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先等利害関係者の処遇方針
 - f 大規模買付情報の一部を提供できない場合には、その具体的な理由
- なお、当社取締役会は、大規模買付者から提供していただく全ての情報を独立委員会に提供いたします。大規模買付情報は、株主の皆さまの判断及び取締役会の意見形成のために必要な範囲に限定されますが、当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者から提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不十分と判断する場合には、大規模買付者に対し、必要かつ十分な大規模買付情報が揃うまで、合理的な回答期間を定めた上で、追加的に情報提供を求めることがあります。

但し、当社取締役会が情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、大規模買付情報の一部の提供を受けていないことをもって大規模買付情報の提供が完了していないと判断することはできないことといたします。大規模買付者が大規模買付情報の一部について情報提供を行わなかった場合、その事実及び理由は、他の大規模買付情報とともに、株主の皆さまの判断及び当社取締役会としての意見形成のための情報として開示、評価及び検討の対象といたします。

大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付情報は、株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(C) 取締役会による評価期間及び大規模買付情報等の開示

大規模買付者は、当社取締役会による一定の評価期間が経過するまでの間は、大規模買付行為を開始することができません。

すなわち当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株券等の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討した上で、独立委員会に対し、大規模買付行為の評価等について諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見をとりまとめ、株主の皆さまに対し開示します。

また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。

(D) 株主総会の招集

後記D(D)記載のとおり、当社取締役会が大規模買付行為に対する対抗措置の発動につき株主の皆さまの意思確認が必要であると判断した場合、または独立委員会が自発的にその旨の勧告を行った場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、以下に定める要領に従って、株主総会（以下「本件株主総会」といいます。）を開催することがあります。

本件株主総会は、取締役会評価期間終了後60日以内に開催するものとしませんが、事務手続き上やむを得ず当該期間内に開催することができない場合は、事務手続き上可能な最も早い日に開催するものとしします。

本件株主総会を開催することとした場合は、大規模買付者は、本件株主総会が終了するまでは、大規模買付行為を開始することはできません。

- a 当社取締役会は、本件株主総会を開催することを決定した後速やかに、本件株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本件基準日」といいます。）を設定し、本件基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。
- b 本件株主総会において議決権を行使することができる株主は、本件基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- c 本件株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行うものとします。
- d 当社取締役会は、本件株主総会において株主の皆さまが判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本件株主総会の基準日を設定した後であっても、本件基準日の変更、または本件株主総会の延期もしくは中止をすることができるものとします。

なお、当社取締役会は、本件株主総会開催の決定及び本件株主総会の決議内容について速やかに開示することとします。

D 大規模買付行為がなされた場合の対応

(A) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合には、原則として、大規模買付行為を阻止するものではありません。

しかしながら、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、大規模買付行為において、例えば次のaからeまでに掲げられる行為が意図されており、その結果として、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に下記(C)の対抗措置をとることがあります。

- a 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為
- b 経営を一時的に支配し、重要な資産を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行う行為
- c 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- d 経営を一時的に支配し、高額資産を処分させ、一時的な高配当や株価高騰の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- e 強圧的二段階買付等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等の行為

なお、当該大規模買付行為において、大規模買付者が上記aからeに記載の意図を有している場合であっても、上記例外的措置は、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限り、かつかかる大規模買付者の意図がそれらに形式的に該当することのみを理由として上記例外的措置をとることはしないものとします。

(B) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

意向表明書の提出や大規模買付情報の提供をしないなど大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、下記(C)の対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、必ずしも大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していない場合があること、あるいは大規模買付者の買収戦略上自発的に情報開示を行うことが期待できない事項もあること等の大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、大規模買付情報の一部が大規模買付者によって提出されないことのみをもって大規模買付ルールの不遵守と認定することはしないものとします。

(C) 対抗措置の内容

具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当等、法令及び定款により認められる対抗措置の中から最も適切と考えられるものを選択することとします。

新株予約権の無償割当をする場合の概要は資料3に記載のとおりですが、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者に新株予約権の行使を認めない旨の条件を付すことや、新株予約権者に対して当社株式を交付するのと引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項を付すことがあります。

(D) 対抗措置発動の手續

対抗措置を発動するか否か、及び発動する場合における対抗措置の内容は、上記(A)から(C)に従い、取締役会が独立委員会に対して諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会で決定することといたします。但し、対抗措置の発動に関し、当社取締役会がなお株主の皆さまの意思確認が必要であると判断した場合、または独立委員会が自発的にその旨の勧告を行った場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、株主総会の開催を求めることがあります。

対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告の内容及び当社の考え方を含め、当該決定について適時・適切な開示を行います。

(E) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとき当社取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の無償割当の効

力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始までの間は、当社が当該新株予約権を無償取得することにより対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、速やかな情報開示を行います。

(ii) 株主及び投資家の皆さまに与える影響

A 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆さまに与える影響

大規模買付ルールは、大規模買付者に対して、大規模買付行為を行うに当たり従うべきルールを定めたものであり、株主の皆さまの所有する当社株券等に係る法的権利及び経済的利益に対して直接的な影響を与えるものではありません。

また、大規模買付ルールは、当社株主の皆さまに対し、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために、必要な情報と当社取締役会の意見や代替案をそれぞれ提供するものであります。これにより、株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

B 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆さまに与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合などには、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆さまが、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合には、株主の皆さまは、保有する株式1株につき1個の割合で新株予約権の割当てを無償で受けることとなります。

そして、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとることを決定した場合には、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆さまは、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を無償にて受領することとなります。

C 対抗措置発動の停止等について

当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後(権利落日以降)に、当社取締役会が当該新株予約権の発行を中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じなくなることとなるため、当社株式の価値の希釈化が生じること前提にして売買等を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

D 対抗措置発動に伴って株主の皆さまに必要な手続き

対抗措置として、新株予約権の無償割当が行われる場合に、株主の皆さまがこの割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆さまには、当該新株予約権の無償割当の効力発生日において、申込みを要することなく新株予約権が割り当てられます。

また、当社が新株予約権の取得の手続きをとった場合には、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆さまは、申込みや金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示いたします。

(iii) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更等

本対応方針の有効期間は、2027年5月に開催される予定の定時株主総会終結の時までといたします。

なお、当社は、関係法令等の整備状況や企業価値・株主共同の利益保護の観点等を踏まえ、本対応方針の見直しを随時行い、必要に応じて取締役会決議または株主総会決議により本対応方針を廃止し、または変更する場合がございます。

本対応方針の廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実及び変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って情報開示いたします。

また、本対応方針の有効期間経過後における本対応方針の継続（一部変更した上での継続を含みます。）については定時株主総会のご承認を得ることとします。

(iv) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

A 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株券等に対する大規模な買付等がなされる場合に、それに応ずるべきか否かを株主の皆さまに適切に判断していただくため、当該買付等についての情報の収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会の確保を目的として、大規模買付ルールを設定し、大規模買付行為を行う者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとし、当該大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合及び大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会として、当社の独立役員である社外取締役3名以上から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重し

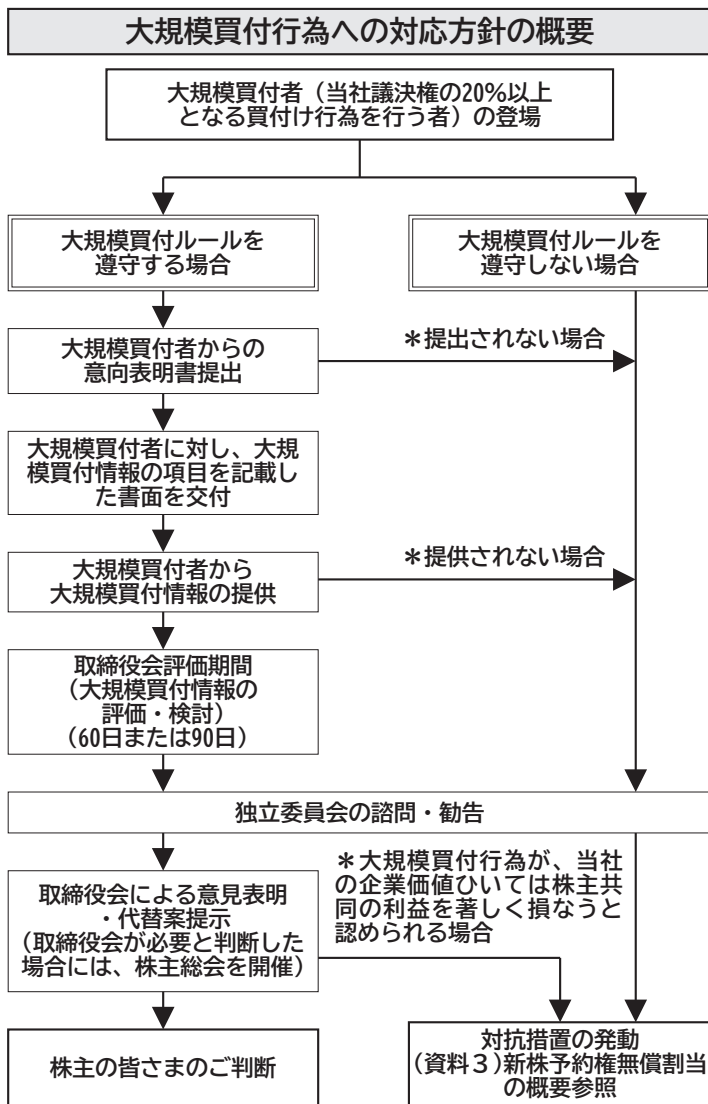
た上で、一定の対抗措置を講じることを内容としております。このような本対応方針は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関し当社が定める基本方針に沿うものであると考えます。

B 本対応方針が株主共同の利益を損なうものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針が、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (A) 本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言や経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の趣旨に沿った内容となっております。
- (B) 本対応方針は、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保し、株主の皆さまが、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を保護するという目的をもって導入されるものです。
- (C) 本対応方針の有効期間は、継続の承認を得た定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。また、本対応方針は、その有効期間満了前であっても、株主総会決議または取締役会決議により、廃止することが可能です。なお、当社は、株主総会における取締役の解任要件を普通決議から加重はしておりません。
- (D) 当社取締役会は、本対応方針が定める対抗措置の発動の判断において、当社の独立役員である社外取締役3名以上から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならないこととしております。また、かかる勧告及び当社取締役会の判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとしており、本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されております。
- (E) 以上のほか、本対応方針は、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止すべく、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように工夫されております。

本対応方針の概要



独立委員会の概要

1. 設置の目的
 - ・独立委員会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して当社取締役会が行う判断の客観性及び合理性を担保することを目的として、当社取締役会の諮問機関として設置される。
2. 構成
 - ・独立委員会委員は、3名以上とし、当社の独立役員である社外取締役から、当社取締役会決議により選任する。
3. 任期
 - ・独立委員会委員の任期は、選任の時から本対応方針の有効期限までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りでない。また、独立役員であった独立委員会委員が、独立役員である社外取締役でなくなった場合(但し、再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 招集手続
 - ・独立委員会は、各独立委員会委員が招集することができる。
5. 議長
 - ・独立委員会の議長は、独立委員会委員の互選により選定される。
6. 決議方法
 - ・独立委員会の決議は、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員会委員のいずれかに事故があるときは、他の独立委員会委員の全員(その員数が独立委員会委員の総数の過半数である場合に限り)が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 権限事項等
 - ・独立委員会は、次の各号に掲げる事項について審議の上、当社取締役会に対し、理由を付して勧告を行う。
 - (1)大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非、及びこれを発動する場合における対抗措置の内容の当否
 - (2)大規模買付行為に対する対抗措置の発動の停止または変更の是非
 - (3)大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非に関する株主の意思確認の要否
 - (4)本対応方針において独立委員会の勧告が想定されている事項
 - (5)前各号に掲げるもののほか、本対応方針に関連して当社取締役会が独立委員会に諮問する事項
 - ・各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かという観点から、善良な管理者の注意をもって、これを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 委員会への出席
 - ・独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 外部専門家の助言
 - ・独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など)から助言を得ることができる。

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権割当の対象となる株主及び発行条件
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に
対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除
く。)1株につき1個の割合で新たに払込みをすることなく新株予約権を割当
てるものとする。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的
となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行
可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を
除く。)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的と
なる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合
は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役
会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)
は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の
承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使条件
大規模買付者を含む特定株主グループに属する者(但し、あらかじめ当社取
締役会が同意した者を除く。)でないこと等を行使の条件として定めるもの
とする。詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要
な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項に
ついては、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外
の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役
会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定め
ることができる。

以 上

株主資本等変動計算書

(自 2025年3月1日)
(至 2026年2月28日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-----------------------|------------------|-------------------|---------------|-------------|----------------|----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | | | 利益 剰余 金計 |
| | | 資本 準備金 | その他 資本剰余金 | 資 剰 余 金 計 | 利 準 備 金 | 益 金 計 | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | | 固定資産 圧縮 積立金 | 別 途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | 利益 剰余 金計 | |
| 2025年3月1日残高 | 3,622 | 4,148 | — | 4,148 | 806 | 1,273 | 10,500 | 4,884 | 17,463 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △347 | △347 | |
| 当期純利益 | | | | | | | | 1,440 | 1,440 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 1 | 1 | | | | | | |
| 自己株式の消却 | | | △422 | △422 | | | | | | |
| 利益剰余金から資本 剰余金への振替 | | | 421 | 421 | | | | △421 | △421 | |
| 積立金の取崩 | | | | | | △16 | | 16 | — | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | — | △16 | — | 688 | 671 | |
| 2026年2月28日残高 | 3,622 | 4,148 | — | 4,148 | 806 | 1,256 | 10,500 | 5,572 | 18,135 | |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | | | 新 予 約 権 | 株 権 合 計 | 純 資 産 計 |
|-------------------------|------|------------|--------------------------------|------------------|-------------|------------------|-------------|------------------|------------------|------------------|
| | 自己株式 | 株主資本 合計 | その 他有 価証 評価 差 額 | 繰 上 償 減 | 延 シ 益 | 土 再 差 額 | 地 価 金 | | | |
| 2025年3月1日残高 | △551 | 24,683 | 1,791 | | 301 | | 5 | 2,098 | 95 | 26,876 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △347 | | | | | | | | △347 |
| 当期純利益 | | 1,440 | | | | | | | | 1,440 |
| 自己株式の取得 | △453 | △453 | | | | | | | | △453 |
| 自己株式の処分 | 12 | 13 | | | | | | | | 13 |
| 自己株式の消却 | 422 | — | | | | | | | | — |
| 利益剰余金から資本 剰余金への振替 | | — | | | | | | | | — |
| 積立金の取崩 | | — | | | | | | | | — |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | — | 1,173 | | 213 | | △1 | 1,385 | — | 1,385 |
| 当期変動額合計 | △18 | 653 | 1,173 | | 213 | | △1 | 1,385 | — | 2,039 |
| 2026年2月28日残高 | △569 | 25,337 | 2,964 | | 515 | | 3 | 3,483 | 95 | 28,915 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの……時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない

株式等

……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時 価 法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

(リース資産を除く)

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産……定額法

(リース資産を除く)

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年又は10年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用……定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づき、2007年5月23日（第96期定時株主総会）までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 商品の販売に係る収益

アパレル・テキスタイル関連事業においては、レディス及びベビー・キッズ向けを主体とする衣料品と毛織物を主体とするテキスタイル（生地）の企画・製造・販売、マテリアル事業においては、合成樹脂、化成品等の販売を行っており、これらに関する当社の商品の引き渡しを履行義務として識別しております。

これらの商品の販売については顧客との契約に基づき商品を引き渡した時点で商品の支配が顧客に移転すると判断していることから、商品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、重要性等に関する代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額を収益として認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品等を控除した金額で測定しており、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

買戻し契約に該当する一部の有償支給取引については、金融取引として棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高について金融負債を認識しております。

(2) サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益においては、当社は不動産の賃貸、管理及びそれらに関連する事業活動を行っており、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に従い、契約期間にわたり「その他の収益」として収益を認識しております。

これらの取引に対する対価は、通常、短期のうちに支払期限が到来し、重要な金融要素は含まれておりません。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象……

| | |
|--------------|--------------|
| <u>ヘッジ手段</u> | <u>ヘッジ対象</u> |
| 為替予約 | 外貨建金銭債権債務 |

(3) ヘッジ方針……当社の社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法……為替予約においては、すべてが将来の実需取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

前事業年度において「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」(前事業年度2,033百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した繰延税金資産(繰延税金負債と相殺前)は143百万円、繰延税金負債(繰延税金資産と相殺前)は2,123百万円であります。

(2) その他の情報

① 金額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金のうち予算により見積もられた課税所得に基づき、回収可能性があると判断した金額を計上しています。

② 金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる予算における主要な仮定は、アパレル・テキスト関連事業における売上高の成長率および売上総利益率です。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性に関する見積りは、将来の不確実な経済状況の影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産
長期差入保証金 59百万円
上記資産を買掛金30百万円の担保に供しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,459百万円
3. 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 201百万円
短期金銭債務 1,171百万円
長期金銭債務 28百万円
4. 固定資産圧縮積立金は、租税特別措置法に基づくものであります。
5. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。
再評価を行った年月日 2002年2月28日
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 157百万円
6. 期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。
受取手形 5百万円
電子記録債権 53百万円
支払手形 31百万円

(損益計算書に関する注記)

- | | | |
|-----------|------------|----------|
| 関係会社との取引高 | 売 上 高 | 79百万円 |
| | 仕 入 高 等 | 1,416百万円 |
| | 営業取引以外の取引高 | 19百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- | | |
|--------------------------|----------|
| 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数 | |
| 普通株式 | 312,265株 |

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 繰越欠損金 | 1,186百万円 |
| 賞与引当金 | 25百万円 |
| 役員退職慰労引当金 | 3百万円 |
| 貸倒引当金 | 13百万円 |
| 有価証券評価損 | 105百万円 |
| 減損損失 | 125百万円 |
| その他 | 314百万円 |
| 計 | 1,774百万円 |
| 評価性引当額 | △1,630百万円 |
| 繰延税金資産 合計 | 143百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 固定資産圧縮積立金 | 577百万円 |
| 前払年金費用 | 34百万円 |
| 資産除去債務 | 6百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 1,250百万円 |
| 繰延ヘッジ損益 | 244百万円 |
| その他 | 10百万円 |
| 繰延税金負債 合計 | 2,123百万円 |
| 繰延税金負債の純額 | 1,979百万円 |

なお、上記のほか、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が42百万円あり、評価性引当額を42百万円計上しております。また、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が63百万円あります。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。この法定実効税率の変更による影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

(単位：百万円)

| 種類 | 会社の名称 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|--------------------|--------------------|--|--------------------------|-------------|-------|------|
| 子会社 | ㈱タキヒヨー・オペレーション・プラザ | 所有 直接 100% | ・当社商品の保管及び 入出荷業務 ・当社が資金を借入 ・役員の兼任 | 資金の借入(注) 利息の支払(注) | 56 5 | 短期借入金 | 741 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)㈱タキヒヨー・オペレーション・プラザに対する資金の借入については、CMS(キャッシュマネジメントシステム)による取引であり、取引金額は当期首残高からの増減額を表示しております。資金の借入の利率は、市場金利を勘案して決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-------------|----------------|--------------------|---------------|---|---------------|----|------|
| 役員に 準ずる者 | 滝 茂夫 | 被所有 直接 1.42% | 当社相談役 | 相談役の支払報酬 (注1) 自己株式の取得 (注2) | 24 221 | - | - |

(注) 1. 報酬額については、委託する業務の内容等を勘案し決定しております。

2. 2026年1月14日付けの取締役会決議に基づき、自己株式立会外取引(ToSTNet-3)を利用し、2026年1月14日の株価終値2,165円で取引を行っております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,395円57銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 166円79銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 165円77銭 |

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制適用会社であります。

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年3月1日)
(至 2026年2月28日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | その他の包括利益累計額 | |
|---------------------------|---------|---------|-----------|------|--------|------------------------|-----------|
| | 資 本 金 | 資 剩 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自己株式 | 株主資本合計 | その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 上 げ 損 益 |
| 2025年3月1日残高 | 3,622 | 4,148 | 20,617 | △551 | 27,837 | 1,798 | 301 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △347 | | △347 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 1,615 | | 1,615 | | |
| 自己株式の取得 | | | | △453 | △453 | | |
| 自己株式の処分 | | 1 | | 12 | 13 | | |
| 自己株式の消却 | | △422 | | 422 | — | | |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | 421 | △421 | | — | | |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | — | 1,195 | 213 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | — | 846 | △18 | 828 | 1,195 | 213 |
| 2026年2月28日残高 | 3,622 | 4,148 | 21,464 | △569 | 28,666 | 2,993 | 515 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 純 資 産 計 |
|---------------------------|-------------|----------|--------------|---------------|-------|---------|
| | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 2025年3月1日残高 | 5 | 227 | 2 | 2,334 | 95 | 30,267 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △347 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | 1,615 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △453 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 13 |
| 自己株式の消却 | | | | | | — |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | | | | — |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △1 | 17 | 35 | 1,459 | — | 1,459 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △1 | 17 | 35 | 1,459 | — | 2,288 |
| 2026年2月28日残高 | 3 | 244 | 37 | 3,794 | 95 | 32,555 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称：ティー・ティー・シー(株)、瀧兵香港有限公司、ティー・エフ・シー(株)、タキヒヨー（上海）貿易有限公司、(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザ

(2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、持分法の適用はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、瀧兵香港有限公司及びタキヒヨー（上海）貿易有限公司の決算日は12月31日であります。なお、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該決算日に係る計算書類を連結しており、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行うことしております。他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの……時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない

株式等

……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・

仕掛品・原材料……主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯 蔵 品……最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

(リース資産を除く)

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産……定額法

(リース資産を除く)

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年又は10年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用……定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づき、2007年5月23日(第96期定時株主総会)までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 商品の販売に係る収益

アパレル・テキスタイル関連事業においては、レディス及びベビー・キッズ向けを主体とする衣料品と毛織物を主体とするテキスタイル(生地)の企画・製造・販売、マテリアル事業においては、合成樹脂、化成品等の販売を行っており、これらに関する当社及び連結子会社の商品の引き渡しを履行義務として識別しております。

これらの商品の販売については顧客との契約に基づき商品を引き渡した時点で商品の支配が顧客に移転すると判断していることから、商品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、重要性等に関する代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額を収益として認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品等を控除した金額で測定しており、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領し

ており、重要な金融要素は含まれておりません。

買戻し契約に該当する一部の有償支給取引については、金融取引として棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高について金融負債を認識しております。

② サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益においては、当社は不動産の賃貸、管理及びそれらに関連する事業活動、連結子会社は、主に当社グループ企業に対しての機器リース及び不動産の賃貸管理を行っており、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に従い、契約期間にわたり「その他の収益」として収益を認識しております。

これらの取引に対する対価は、通常、短期のうちに支払期限が到来し、重要な金融要素は含まれておりません。

(7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(8) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

| | |
|-------|-----------|
| ヘッジ手段 | ヘッジ対象 |
| 為替予約 | 外貨建金銭債権債務 |

③ ヘッジ方針

主として、社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約においては、すべてが将来の実需取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

(9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産(繰延税金負債と相殺前)は168百万円、繰延税金負債(繰延税金資産と相殺前)は2,251百万円であります。

(2) その他の情報

① 金額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金のうち予算により見積もられた課税所得に基づき、回収可能性があると判断した金額を計上しています。

② 金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる予算における主要な仮定は、アパレル・テキスタイル関連事業における売上高の成長率および売上総利益率です。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性に関する見積りは、将来の不確実な経済状況の影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産
長期差入保証金 59百万円
上記資産を買掛金30百万円の担保に供しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,713百万円
3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。
再評価を行った年月日 2002年2月28日
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 157百万円
4. 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。
受取手形 60百万円
支払手形 31百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式

8,800,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| 2025年5月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 174 | 20.00 | 2025年2月28日 | 2025年5月29日 |
| 2025年10月10日 取締役会 | 普通株式 | 173 | 20.00 | 2025年8月31日 | 2025年11月17日 |
| 計 | | 347 | | | |

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2026年5月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 212 | 25.00 | 2026年2月28日 | 2026年5月28日 |

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式

53,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定し、必要な資金については、金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には、輸出業務等に伴って発生する外貨建ての営業債権があり、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は主として株式及び債券であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入業務等に伴って発生する外貨建ての営業債務があり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、主に設備投資や運転資金等に必要な資金の調達を目的としております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「(8) ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等にかかるリスク）の管理

当社グループは、与信管理規則に従い、営業債権について取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての債権債務について、実需取引の範囲内で先物為替予約取引を行っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引の管理については、為替予約規則を設け、リスクヘッジ目的の取引に限定して行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

グループ各社において、資金繰計画を作成するなどして、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注2)をご参照ください。）。また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

| | 連結貸借対照表 計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-------------|---------------------|-------------|-------------|
| 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 5,610 | 5,610 | — |
| 資産計 | 5,610 | 5,610 | — |
| 長期借入金 | 3,200 | 3,178 | 21 |
| 負債計 | 3,200 | 3,178 | 21 |
| デリバティブ取引(*) | 760 | 760 | — |

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

| | 種類 | 連結貸借対照表 計上額(百万円) | 取得価額 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------------------|---------|---------------------|---------------|-------------|
| 連結貸借対照表 計上額が取得価 額を超えるもの | (1) 株式 | 5,610 | 1,353 | 4,256 |
| | (2) 債券 | — | — | — |
| | (3) その他 | — | — | — |
| | 小計 | 5,610 | 1,353 | 4,256 |
| 連結貸借対照表 計上額が取得価 額を超えないもの | (1) 株式 | — | — | — |
| | (2) 債券 | — | — | — |
| | (3) その他 | — | — | — |
| | 小計 | — | — | — |
| 合計 | | 5,610 | 1,353 | 4,256 |

(2) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの

該当するものはありません。

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額は、次のとおりです。

通貨関連

| ヘッジ会計 の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ 対象 | 契約額(百万円) | | 時価 (百万円) |
|----------------|--------------|-------------|----------|-------|-------------|
| | | | うち1年超 | | |
| 原則的処理 方法 | 為替予約取引 売建 | | | | |
| | 米ドル | 売掛金 | 159 | — | 0 |
| | ユーロ | 売掛金 | 274 | — | △17 |
| | 買建 | | | | |
| | 米ドル | 買掛金 | 21,206 | 1,834 | 773 |
| | ユーロ | 買掛金 | 140 | — | 3 |
| 為替予約等の 振当処理 | 中国元 | 買掛金 | 3 | — | 0 |
| | 為替予約取引 買建 | | | | |
| | 米ドル | 買掛金 | 1,767 | — | (注) |
| | ユーロ | 買掛金 | 9 | — | |
| 合計 | | | 23,560 | 1,834 | 760 |

(注) 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2)市場価格のない株式等

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|------------------|------------------|
| その他有価証券 非上場株式 | 88 |

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|-----------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預金 | 5,254 | — | — | — |
| 受取手形及び売掛金 | 11,868 | — | — | — |
| 合計 | 17,123 | — | — | — |

(注4)長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額

| | 1年超2年以内 (百万円) | 2年超3年以内 (百万円) | 3年超4年以内 (百万円) | 4年超5年以内 (百万円) |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 長期借入金 | 1,150 | 450 | 300 | — |
| リース債務 | 9 | 7 | — | — |

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価 (百万円) | | | |
|----------|----------|------|------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 5,610 | — | — | 5,610 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | — | 760 | — | 760 |
| 資産計 | 5,610 | 760 | — | 6,370 |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価 (百万円) | | | |
|-------|----------|-------|------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金 | － | 3,178 | － | 3,178 |
| 負債計 | － | 3,178 | － | 3,178 |

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社及び一部の連結子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸用のマンション及び土地等を有しております。

2. 賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | | | 連結決算日における時価 (百万円) |
|--------|------------------|-------|--------|-------------------|
| | 当期首残高 | 当期増減額 | 当期末残高 | |
| 賃貸等不動産 | 18,268 | △91 | 18,176 | 40,221 |

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

賃貸等不動産の当連結会計年度増減額のうち、増加額は不動産取得 (0百万円)、減少額は減価償却費 (92百万円) であります。

3. 時価の算定方法

当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については路線価等の市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算定した金額であります。

3. 賃貸等不動産に関する2026年2月期における損益

| | 賃貸収益 (百万円) | 賃貸費用 (百万円) | 差額 (百万円) | その他損益 (百万円) |
|--------|------------|------------|----------|-------------|
| 賃貸等不動産 | 917 | 333 | 583 | － |

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | その他(注1) | 合計 |
|---------------|-------------------------|------|-------------|---------|--------|
| | アパレル・ テキスタイル 関連事業 | 賃貸事業 | マテリアル 事業 | | |
| レディスアパレル | 23,447 | — | — | — | 23,447 |
| ベビー・キッズアパレル | 12,861 | — | — | — | 12,861 |
| テキスタイル・OEM | 8,722 | — | — | — | 8,722 |
| ホームウェア | 6,444 | — | — | — | 6,444 |
| メンズアパレル | 3,113 | — | — | — | 3,113 |
| その他 | 2,152 | — | 5,269 | 1,041 | 8,462 |
| 計 | 56,742 | — | 5,269 | 1,041 | 63,053 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 56,742 | — | 5,269 | 1,041 | 63,053 |
| その他の収益(注2) | — | 917 | — | — | 917 |
| 外部顧客への売上高 | 56,742 | 917 | 5,269 | 1,041 | 63,970 |

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、他社の物流業務の受託事業等であります。

2. 「その他の収益」は収益認識会計基準の適用対象外の収益であり、不動産賃貸収入等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高

| | 当連結会計年度 |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | 11,552百万円 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | 11,868百万円 |

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,824円45銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 187円02銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 185円88銭 |